
(仮称) 三浦バイオマスセンター施設の
整備・運営事業
要求水準書

平成 18 年 11 月

三浦地域資源ユーズ株式会社

目 次

第1章 事業の基本方針.....	1
第1節 一般事項.....	1
1 事業目的.....	1
2 事業名称.....	2
3 事業実施場所.....	2
4 事業期間.....	2
第2節 施設の立地条件.....	2
1 計画区域.....	2
2 進入出路.....	3
3 インフラ設備.....	3
第3節 施設の計画条件.....	3
1 処理対象物の種類.....	3
2 計画処理量.....	4
3 計画性状.....	4
4 搬入車輛の種類.....	10
5 処理方式.....	11
6 施設規模.....	11
7 稼働日数.....	11
8 系列数.....	11
9 環境保全基準.....	11
10 施設の安定稼働.....	16
第4節 業務範囲の分担.....	16
1 施設の整備段階における業務.....	16
2 施設の運営段階における業務.....	17
第2章 施設の整備に関する要件.....	17
第1節 整備に関する基本的事項.....	17
1 適用範囲.....	17
2 材料及び機器.....	18
3 全体施設配置・動線計画.....	18
4 試運転及び性能試験.....	19
5 提出図書.....	20
6 検査及び試験.....	22
7 その他.....	22

第2節	機械設備の設計・施工	23
1	受入設備	23
2	水処理設備	24
3	メタン発酵設備・バイオガス利用設備	24
4	排ガス処理設備	24
5	資源化設備	24
6	脱臭設備	24
7	給水設備	24
8	排水処理設備	24
9	電気・計装設備	24
10	周辺住民への情報公開設備	25
11	見学者用説明設備	25
第3節	建築物等の設計・施工	25
1	建築物及び建築設備	25
2	外構施設	27
第4節	その他付帯業務	27
1	施設の工事監理	27
2	生活環境影響調査	28
3	交付金等申請手続き	28
4	一般廃棄物処理施設整備に係る許認可申請手続き	28
5	その他設備に係る申請手続き	28
6	インフラ設備に関する条件	28
7	周辺住民への対応	28
8	工事区域の清掃及び除草	29
第3章	施設の運営に関する要件	29
第1節	運営に関する基本的事項	29
1	適用範囲	29
2	性能保証事項の遵守	29
3	安全かつ安定した運転の励行	29
4	関係法令等の遵守	30
5	運営に必要な有資格者等の確保	31
6	提出書類	31
第2節	処理対象物の受入れ及び処理	31
1	処理対象物の受入れ	31
2	処理対象物の処理	32
3	緊急時の対応	33
第3節		33

副生成物等の取扱い	3 3
1 副生成物等の有効利用又は最終処分	3 3
2 肥料取締法による調査	3 3
3 保管・搬出	3 3
4 処理不適物	3 3
5 報告	3 3
第4節 環境保全の管理	3 3
1 施設運転中の計測管理	3 3
2 運転データの記録及び周辺住民への情報公開	3 4
第5節 施設の維持管理	3 4
1 機械設備の維持管理	3 4
2 建築物等の維持管理	3 4
第6節 その他付帯業務	3 5
1 施設見学者への対応	3 5
2 施設の警備	3 5
3 計画区域内の清掃及び除草	3 5

第1章 事業の基本方針

本要求水準書は、三浦地域資源ユーズ株式会社（以下、「当社」という。）が行う（仮称）三浦バイオマスセンターの整備・運営事業及びプロポーザルに適用する。

第1節 一般事項

1 事業目的

三浦市は、地域再生計画及び三浦市バイオマスタウン構想において、これまで行ってきたし尿、浄化槽汚泥などの処理方式を農作物収穫残渣や水産加工残渣などの一般廃棄物及び公共下水道汚泥などの産業廃棄物である再生可能な有機資源を加え効率的に処理・再資源化する新たな施設として「（仮称）三浦バイオマスセンター（以下「本施設」という。）」の整備事業を検討してきた。

本事業は、し尿・浄化槽汚泥等を適正に処理するとともに、経費の効率化を図るため、施設の設計、建設、運転及び維持管理等を行政に代わって民間が包括的に実施することで、地域再生計画及び三浦市バイオマスタウン構想の実現を図り、三浦市の地域経済の活性化及び雇用の創出に寄与することを目的とする。

また、本事業は、本書及び募集要項等において提示する条件により広く一般から、施設を設計、建設、運転する提案を求め、本事業の実施に最も相応しい事業者を総合的な評価を経て当社が選定し（以下「プロポーザル」という。）、選定された事業者（以下「選定事業者」という。）に、設計、建設、運転及びこれに附帯する業務を包括的に契約することによって実施するものである。

なお、当社は本事業において、経費の効率化はもちろんのこと、最新技術の導入による循環型社会への貢献並びに斬新で柔軟なサービスの提供等を期待するものであるが、特に以下の事項を留意事項として考えている。

（1）環境負荷の低減

本施設の整備及び運営にあたって、省エネルギーを考慮するとともに、循環型社会の構築に寄与する観点からも環境への負荷をできる限り低減した施設の整備及び運営を行うものとする。

（2）安心・安全で安定した施設の稼働

バイオマス資源の処理及び再資源化に支障をきたすと、生活環境保全面に重大な影響を及ぼすことになる。特に、本施設の周辺住民に対して、過度の不安感と不信感を与えることにもなる。そのため、実績に基づき安心で安全であるとともに、臭気をはじめ周辺住民の住環境に十分配慮し、バイオマス資源の広範な変動にも対応できる処理システムによる施設の整備及び運営を行うものとする。

（3）リサイクルの推進

循環型社会を構築するためには、本施設の運営に伴って発生する副生成物をできる限り有効利用し、資源循環に寄与することを期待する。また、バイオマス資源の処理

により得られる電気・熱等のエネルギーを可能な限り有効利用する施設の整備及び運営を行うものとする。

(4) 周辺環境との調和

本施設の整備計画にあたっては、見学者への配慮を施すとともに周辺環境と調和した建築デザインや緑地計画等に十分配慮するものとする。

(5) 地域との連携と融和

本事業は地域再生計画の一環として実施するため、施設の整備及び運営にあたっては地域経済への貢献がなされるよう配慮するとともに、雇用においても可能な限り地域からの雇用を促進するものとする。また、施設見学者への対応も本施設の運営段階における業務の一部であり、施設見学者に対し親切的な対応をする必要がある。更に、選定事業者はもとより従事者においても社会活動等に積極的に参加し、地域社会との融和に配慮しなければならない。

(6) ライフサイクルコストの削減

本事業の実施にあたっては、コストの削減を図っていかなければならない。その削減の対象は、建設費だけでなく運営費も含めたライフサイクルコストでなければならない。

2 事業名称

(仮称) 三浦バイオマスセンター施設の整備・運営事業

3 事業実施場所

神奈川県三浦市内の当社の指定する用地

4 事業期間

本事業の事業期間は、次のとおりとする。

施設整備期間：事業契約締結日の翌日から平成 22 年 3 月まで

運営期間：施設引渡しの日から 15 年を経過した日まで

なお、運営開始予定日については、当社と選定事業者間の協議により設定するものとする。

第2節 施設の立地条件

1 計画区域

本事業で対象とする用地（以下「計画区域」という。）は、当社が確保するものとする。（別途提示する「資料-1 計画区域図」参照）

(1) 面積

- ① 本施設整備可能な土地の面積 : 約 7,000 m² (工事区域)
- ② 上記以外の用地 (隣地既存施設用地) : 約 12,000 m²

③ 敷地面積合計 (①+②) : 約 19,000 m² (建蔽率対象面積)

(2) 地形・地質

工事区域は、「資料-1 計画区域図」に示すとおりであり、選定事業者が工事区域の造成を行うものとする。なお、地質状況については、別途提示する「資料-2 計画区域周辺の推定岩盤平面図及びボーリング柱状図」を参照のこと。

なお、工事区域内における地質調査が必要な場合は、建築物の配置等を考慮のうえ、選定事業者の負担で実施するものとする。

(3) 都市計画事項等

計画区域における条件は次のとおりである。

- ・ 市街化調整区域 (第一種風致地区、首都圏近郊緑地保全区域)
- ・ 建蔽率 : 20%以下
- ・ 建築物高さ制限 : 8m以下
- ・ 緑地率 : 50%以上

2 進入出路

進入出路は、施設用地の北側入口部から至るルートの本1本とする。(「資料-1 計画区域図」参照)

3 インフラ設備

(1) 電気

選定事業者は、「資料-1 計画区域図」に示す電力取合点から受電を行うものとし、ケーブルの敷設工事、接続工事及び電力量計の設置は選定事業者の負担とする。また、電力量計は検定付きのものとする。

受電端力率については遅れ力率 85%以上とし、進み力率にならないこととする。

(2) 上下水道

選定事業者は、「資料-1 計画区域図」に示す計画区域内に上水道を引き込むものとする。

一方、計画区域周辺には現在下水道が敷設されていないが、三浦市公共下水道計画において、今後も下水道の敷設は予定されていない。

(3) 排水処理設備

本施設内より排出される雑排水等は、本施設内の水処理設備を有効利用し適正な処理をするものとする。

第3節 施設の計画条件

1 処理対象物の種類

本施設の処理対象物は、三浦市から発生する以下のバイオマス資源とする。

(1) 農作物収穫残渣

三浦市内で発生し、搬入される農作物収穫残渣である。

(2) 公共下水道汚泥

三浦市東部浄化センターにて発生し、搬入される公共下水道汚泥である。

(3) し尿

三浦市内の住宅や事業場より収集され、収集運搬許可業者が搬入するし尿である。

(4) 浄化槽汚泥

三浦市内の住宅や事業場より収集され、収集運搬許可業者が搬入する浄化槽汚泥である。

(5) 污水排水処理施設等脱水・濃縮汚泥

三浦市内の污水排水処理施設等より収集され、収集運搬許可業者が搬入する脱水・濃縮汚泥である。

(6) 水産加工残渣

三浦市内の水産加工場より発生し、搬入される水産加工残渣である。

2 計画処理量

処理対象物の計画日平均処理量は、表 1-1 に示すとおりとする。施設規模については、年変動、月変動を考慮すること。エネルギー・物質収支等については、H22 年度における計画日平均処理量を使用すること。

表 1-1 処理対象物の計画処理量

処理対象物	計画日平均処理量
①し尿	16.1 kℓ/日 (H22)、12.0 kℓ/日 (H27)、 8.0 kℓ/日 (H32)、4.0 kℓ/日 (H37)
②浄化槽汚泥	44.8 kℓ/日 (H22)、46.9 kℓ/日 (H27)、 47.2 kℓ/日 (H32)、47.4 kℓ/日 (H37)
③公共下水道汚泥	3.5 t/日 (H22)、3.7 t/日 (H27)、 3.9 t/日 (H32)、4.2 t/日 (H37)
④污水排水処理施設等 脱水・濃縮汚泥	脱水汚泥 0 (H22) ～ 0.65 t/日 (H37) 濃縮汚泥 0 (H22) ～ 0.54 t/日 (H37)
⑤農作物収穫残渣	20.0 t/日
⑥水産加工残渣	0.7 t/日

3 計画性状

(1) 農作物収穫残渣

農作物収穫残渣については、ダイコンの組成を代表値として設定し、表 1-2 にその組成を示す。

表 1-2 農作物収穫残渣の組成（設定値）

食品分析	元素分析		
	wet%	dry%	[%]
水分	93.5	0.0	C 37.7
脂質	0.0	0.0	H 5.7
たんぱく質	0.9	13.8	N 2.5
炭水化物	4.8	73.8	S 0.6
灰分	0.8	12.3	O 41.2

(出所：「資源循環型漁港におけるバイオマス利用エネルギー供給システムの事業化調査（三崎水産物協同組合）」)

また、農作物収穫残渣の月別受入量は表 1-3 のとおりである。

なお、本施設における農作物収穫残渣の計画処理量を超過して搬入された場合も、バイオマス資源として有効活用するものとする。

表 1-3 三浦市における農作物収穫残渣の月別受入量

項目	1月	2月	3月	4月	5月	6月	
受入量 (t/日)	46.5	52.5	42.4	2.0	0.0	0.0	
処理量 (t/日)	20.0	20.0	20.0	2.0	0.0	0.0	
一時貯留量 (t/日)	26.5	32.5	22.4	0.0	0.0	0.0	
項目	7月	8月	9月	10月	11月	12月	合計
受入量 (t/日)	0.0	32.4	6.5	8.7	10.1	48.5	249.6
処理量 (t/日)	0.0	20.0	6.5	8.7	10.1	20.0	127.3
一時貯留量 (t/日)	0.0	12.4	0.0	0.0	0.0	28.5	

(出所：「資源循環型漁港におけるバイオマス利用エネルギー供給システムの事業化調査（三崎水産物協同組合）」より三浦市試算)

(2) 公共下水道汚泥

公共下水道汚泥の組成及び月別発生量 (H15~H17) は、表 1-4 のとおり設定する。

組成：嫌気性消化を行わない下水混合生汚泥脱水ケーキとして一般的と考えられる組成とする。

表 1-4 東部浄化センターにおける公共下水道汚泥の月別生産量・含水率

項目	H15		H16		H17	
	生産量 (t)	含水率 (%)	生産量 (t)	含水率 (%)	生産量 (t)	含水率 (%)
4月	51.72	79.0	51.71	78.6	81.11	77.9
5月	53.10	78.4	95.94	78.5	97.96	78.5
6月	54.80	80.1	113.31	78.9	95.65	78.5

7月	57.17	79.3	111.44	78.3	108.64	77.6
8月	49.52	78.7	95.21	78.3	112.34	77.8
9月	48.55	79.6	76.48	77.0	95.86	77.6
10月	79.89	79.6	88.96	78.5	110.38	77.2
11月	77.63	79.1	89.82	78.2	113.22	78.0
12月	81.76	78.6	88.82	78.1	124.29	78.3
1月	87.74	79.2	101.28	79.1	145.69	79.2
2月	87.19	78.9	86.65	77.6	115.48	78.0
3月	82.62	79.7	97.82	78.0	142.70	78.3
年間	811.69	79.2	1,097.44	78.3	1,343.32	78.1

(出所：東部浄化センター 運転管理年報)

(3) し尿

し尿の組成を表 1-5 に、月別発生量を表 1-6 のとおり設定する。

組成：財団法人日本環境衛生センターが全国を対象として平成 10 年度から 12 年度にわたり検査を実施した「し尿処理施設精密機能検査報告書」にて示された以下の標準的データを引用する。

表 1-5-1 生し尿の分析データ

項目	試料数	平均値	標準偏差
pH	164	7.6	0.54
蒸発残留物	85	16,000	4,700
SS	161	9,400	4,400
BOD	163	9,500	3,500
COD	161	5,200	1,600
塩素イオン	163	2,000	880
アンモニア性窒素	106	2,100	670
全窒素	162	2,700	870
全リン	76	380	170

(出所：「し尿処理施設精密機能検査報告書」(財団法人日本環境衛生センター))

表 1-5-2 平成 17 年度三浦市衛生センター精密機能検査実施時の分析データ

採水日・時間	H18.1.18 14:07
試料名	投入し尿(し尿、浄化槽汚泥混合)
採水場所	投入槽
水温(℃)	13
pH	6.8
浮遊物質(mg/ℓ)	8,200
BOD(mg/ℓ)	3,700
COD(mg/ℓ)	3,600
全窒素(mg/ℓ)	790

全りん (mg/l)	140
塩化物イオン (mg/l)	290

(出所：衛生センター資料)

表 1-6 衛生センターにおける月別し尿発生量（平成 15～17 年度）

	H15 搬入量 (k l)	H16 搬入量 (k l)	H17 搬入量 (k l)
4 月	598.0	659.0	580.2
5 月	630.5	606.6	608.0
6 月	576.0	616.6	638.5
7 月	648.0	618.0	637.4
8 月	727.7	650.4	658.8
9 月	581.6	566.6	623.7
10 月	605.6	650.2	599.5
11 月	569.6	627.6	570.9
12 月	642.3	642.5	636.0
1 月	563.1	592.9	610.5
2 月	533.6	539.4	555.2
3 月	594.1	576.0	609.3
年 間	7,270.1	7,345.8	7,328.0

(出所：衛生センター資料)

(4) 浄化槽汚泥

浄化槽汚泥の組成を表 1-7 に、月別発生量を表 1-8 のとおり設定する。

組 成：財団法人日本環境衛生センターが平成 10 年度から 12 年度にわたり検査を実施した「し尿処理施設精密機能検査報告書」にて示された表 1-7 に示すデータを採用する。

表 1-7-1 浄化槽汚泥の分析データ

項目	試料数	平均値	標準偏差
pH	147	6.7	0.61
蒸発残留物	73	9,200	4,900
SS	146	8,800	5,300
BOD	145	3,900	2,400
COD	145	3,800	1,900
塩素イオン	143	210	190
アンモニア性窒素	87	200	200
全窒素	144	580	440
全リン	69	130	86

(出所：「し尿処理施設精密機能検査報告書」(財団法人日本環境衛生センター))

表 1-7-2 平成 17 年度三浦市衛生センター精密機能検査実施時の分析データ

採水日・時間	H18.1.18 14:07
試料名	投入し尿(し尿、浄化槽汚泥混合)

採水場所	投入槽
水温 (°C)	13
pH	6.8
浮遊物質 (mg/ℓ)	8,200
BOD (mg/ℓ)	3,700
COD (mg/ℓ)	3,600
全窒素 (mg/ℓ)	790
全りん (mg/ℓ)	140
塩化物イオン (mg/ℓ)	290

(出所：衛生センター資料)

表 1-8 衛生センターにおける浄化槽汚泥月別発生量 (平成15～17年度)

	H15 搬入量 (kℓ)	H16 搬入量 (kℓ)	H17 搬入量 (kℓ)
4月	1,366.9	1,361.5	1,336.4
5月	1,290.6	1,199.5	1,126.0
6月	1,405.6	1,476.5	1,478.7
7月	1,531.7	1,326.3	1,257.1
8月	1,121.4	1,308.5	1,381.3
9月	1,136.0	1,094.4	1,085.4
10月	1,310.6	1,078.6	1,181.0
11月	1,257.3	1,315.4	1,419.6
12月	1,100.9	1,194.9	1,163.8
1月	973.2	1,075.4	963.4
2月	1,187.6	1,148.3	1,277.8
3月	1,520.0	1,442.6	1,460.6
年間	15,201.8	15,021.9	15,131.0

(出所：衛生センター資料)

(5) 汚水排水処理施設等脱水・濃縮汚泥

汚水排水処理施設等脱水・濃縮汚泥の受入量内訳、組成及び月別発生量(H15～H17)は、表 1-9 のとおり設定する。

受入量内訳：脱水汚泥 0 t / 日 (H22) ～ 0.65 t / 日 (H37)

濃縮汚泥 0 m³ / 日 (H22) ～ 0.54 m³ / 日 (H37)

ア．二町谷流通加工団地内汚水処理施設余剰汚泥推計値 0.5 t / 日

イー 1．一般廃棄物最終処分場浸出水処理施設脱水汚泥推計値

0.15 t / 日 (0.5 t × 2 回 / 週)

イー 2．一般廃棄物最終処分場浸出水処理施設濃縮汚泥推計値

0.54 m³ / 日 (1.8 m³ × 1 回 / 3 日)

組成：含水率は次のとおり

ア．二町谷流通加工団地内污水处理施設余剰汚泥 約 85%

イー 1．一般廃棄物最終処分場浸出水処理施設脱水汚泥 約 85%

イー 2．一般廃棄物最終処分場浸出水処理施設濃縮汚泥 約 98.5%

発生量の月変動：二町谷流通加工団地内污水处理施設余剰汚泥及び一般廃棄物最終処分場浸出水処理施設濃縮汚泥については、月変動を見込まない。一般廃棄物最終処分場浸出水処理施設脱水汚泥については、平成 15～17 年度の月別発生量を参考に月変動を考慮すること。

表 1-9 一般廃棄物最終処分場浸出水処理施設脱水汚泥月別発生量

	H15 (t)	H16 (t)	H17 (t)
4月	5	4	3
5月	5	4	5
6月	4	5	4
7月	6	3	5
8月	5	4	6
9月	3	4	3
10月	4	3	4
11月	4	5	5
12月	6	5	3
1月	3	4	3
2月	3	4	4
3月	4	4	5
計	52	49	50

(6) 水産加工残渣

水産加工残渣の組成を表 1-10 に、月別発生量を表 1-11 のとおり設定する。

組成：マグロの組成を代表値として設定。

表 1-10 水産加工残渣の組成（設定値）

食品分析	元素分析		[%]	
	Wet%	dry%		
水分	69.4	0.0	C	50.0
脂質	5.0	16.3	H	7.4
たんぱく質	21.7	70.9	N	12.7
炭水化物	0.9	2.9	S	0.7
灰分	3.0	9.8	O	19.4

(出所：「資源循環型漁港におけるバイオマス利用エネルギー供給システムの事業化調査（三崎水産物協同組合）」)

表 1-11 水産加工残渣の月別発生量・割合

項目	発生量 (t/月)	割合 (%)
4月	88.5	8.21
5月	96.4	8.94
6月	79.0	7.32
7月	86.8	8.05
8月	89.6	8.31
9月	90.3	8.37
10月	90.8	8.42
11月	94.9	8.80
12月	137.0	12.70
1月	75.7	7.02
2月	63.4	5.88
3月	86.2	7.99
年間	1078.6	100.00
日平均	3.6	100.00

(出所：三崎水産物協同組合からの提供資料)

備考1：1ヶ月当たり25日稼働と設定（出所：三崎水産物協同組合提供資料）

備考2：表1-11に示す値の約20%が搬入されるものと想定（「資源循環型漁港におけるバイオマス利用エネルギー供給システムの事業化調査（三崎水産物協同組合）」51ページの記述による）（⇒ $3.6\text{t/日} \times 20\% \div 0.7\text{t/日}$ ）

備考3：マグロ以外も含む水産加工残渣全体の量を示す。

その他関連情報：水産加工場で排出される残渣のうち当該エネルギーセンターに搬入されるのは魚の切り子（肉くず）、小魚及び内臓である。

4 搬入車輛の種類

現状から想定される処理対象物の搬入車輛の車種及び積載重量は表1-12に示すとおりである。

表 1-12 搬入車両の車種及び積載重量

処理対象物	搬入車種の車種及び積載重量
① 農作物収穫残渣	トラック（軽、2t）～パッカー車（4t）
② 公共下水道汚泥	汚泥ダンプ車（6～8t）
③ し尿	バキューム車（4t）
④ 浄化槽汚泥	バキューム車（4t）
⑤ 污水排水処理施設等 脱水・濃縮汚泥	バキューム車（2t） 汚泥ダンプ車（2t）
⑥ 水産加工残渣	トラック（軽、2t）

5 処理方式

本施設に搬入される処理対象物は全てバイオマス資源として扱い、メタン発酵などのエネルギー変換施設で再資源化（以下「メタン発酵等」という）を行なうものとする。また、処理により得られる電気・熱等のエネルギーは原則として場内利用とする。

6 施設規模

本施設の施設規模は、表 1-1 の計画日平均処理量を原則とする。但し、選定事業者は搬入されるバイオマス資源の広範な変動を考慮のうえ、効率的な施設運営を目指し施設の設計を実施するものとする。

7 稼働日数

本施設は原則 24 時間運転とし、処理対象物の搬入時間、搬入日は次のとおりとする。但し、当社と選定事業者間で、最適な稼働日数及び稼働時間を今後協議するものとする。

本施設運転時間	:	24 時間運転
搬入物受入時間	:	午前 9 時 ～ 午後 4 時（7 時間）
搬入物受入可能日	:	260 日以上（周辺地区の農作物収穫残渣については、年間を通じ受入可能とする。）

8 系列数

設備故障による本事業の停止を未然に防ぐための措置を講ずる必要はある。但し、施設の建設費、維持管理費（メンテナンス費を含む）、信頼性を考慮したうえで、最適な構成を選定事業者が設定するものとする。

9 環境保全基準

（1）悪臭に関する基準

悪臭については、「神奈川県生活環境の保全等に関する条例施行規則（平成 9 年 12 月 26 日、規則第 113 号）別表第 8」と「悪臭防止法による悪臭原因物の排出の規制地域の指定等（平成 15 年 8 月 1 日神奈川県告示第 623 号）」の条件を満たし、かつ悪臭防止法における規制基準を敷地境界線上において遵守するものとする。

なお、特に臭気については、周辺環境への配慮を重要な項目と考えている。

- 神奈川県生活環境の保全等に関する条例施行規則（平成 9 年 12 月 26 日、規則第 113 号）の別表第 8（第 30 条関係）
<http://www.pref.kanagawa.jp/osirase/taikisuisitu/taiki/akusyu/kenkisei.htm>

【悪臭に関する規制基準】

事業所において排出する悪臭に関する規制基準は、次に掲置を講ずることによるものとする。

- ① 事業所は、悪臭の漏れにくい構造の建物とすること。
- ② 悪臭を著し発生する作業は、外部に悪臭の漏れることのないように吸着設備、洗浄設備、燃焼設備その他の脱臭設備を設置すること。
- ③ 悪臭を発生する作業は、屋外において行わないこと。ただし、周囲の状況等か

ら支障がないと認められる場合は、この限りでない。

- ④ 悪臭を発生する作業は、事業所の敷地のうち、可能な限り周辺に影響を及ぼさない位置を選んで行うこと。
 - ⑤ 悪臭を発生する原材料、製品等は、悪臭の漏れにくい容器に収納し、カバーで覆う等の措置を講ずるとともに建物内に保管すること。
- *上記中③及び④について、屋外作業は想定していない。

(2) 悪臭防止法による悪臭原因物の排出の規制地域の指定等

(平成 15 年 8 月 1 日神奈川県告示第 623 号)

(<http://www.pref.kanagawa.jp/osirase/taikisuisitu/taiki/akusyu/kenkisei.htm>)

【規制基準 (悪臭防止法第 4 条第 2 項各号に基づく基準)】

- ① 敷地境界線における規制基準 (1 号基準)
 - 1 種地域※ : 臭気指数 10
 - 2 種地域※ : 臭気指数 15
- ② 気体排出口の規制基準 (2 号基準)

悪臭防止法施行規則第 6 条の 2 に定める方法により算出した臭気指数又は臭気排出強度
- ③ 排水における規制基準 (3 号基準)
 - 1 種地域※ : 臭気指数 26
 - 2 種地域※ : 臭気指数 31

※規制地域

 - 1 種地域 : 住居系域 (第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域及び準住居地域)
 - 2 種地域 : 商業地域、工業系地域 (近隣商業地域。商業地域、工業地域、準工業地域及び工業専用地域) 及びその他の地域 (市街化調整区域)

表 1-13 特定悪臭物質の規制基準

悪臭物質	敷地境界線 (1 号規制)	排出ガス (2 号規制)	排水 (3 号規制)
アンモニア	○	○	
トリメチルアミン	○	○	
硫化水素	○	○	○
メチルメルカプタン	○		○
硫化メチル	○		○
二硫化メチル	○		○
アセトアルデヒド	○		
プロピオンアルデヒド	○	○	
ノルマルブチルアルデヒド	○	○	
イソブチルアルデヒド	○	○	
ノルマルバレルアルデヒド	○	○	

イソバレルアルデヒド	○	○	
プロピオン酸	○		
ノルマル酪酸	○		
イソ酪酸	○		
ノルマル吉草酸	○		
イソ吉草酸	○		
イソブタノール	○	○	
酢酸エチル	○	○	
メチルイソブチルケトン	○	○	
トルエン	○	○	
キシレン	○	○	
スチレン	○		

表 1-14 臭気強度

臭気強度	内 容
1	無臭
2	やっと感知できるにおい（検知閾値濃度）
3	何のにおいであるかがわかる弱いにおい（認知閾値濃度）
4	楽に感知できるにおい
5	強いにおい
6	強烈なにおい

表 1-15 悪臭に関する敷地境界線の地表における規制基準（1号規制）

項目	規制値	項目	規制値
臭気強度	2.5 相当	イソ吉草酸	0.001ppm 以下
アンモニア	1ppm 以下	プロピオンアルデヒド	0.05ppm 以下
メチルメルカプタン	0.002ppm 以下	ノルマルブチルアルデヒド	0.009ppm 以下
硫化水素	0.02ppm 以下	イソブチルアルデヒド	0.02ppm 以下
硫化メチル	0.01ppm 以下	ノルマルバレルアルデヒド	0.009ppm 以下
二硫化メチル	0.009ppm 以下	イソバレルアルデヒド	0.003ppm 以下
トリメチルアミン	0.005ppm 以下	イソブタノール	0.9ppm 以下
アセトアルデヒド	0.05ppm 以下	酢酸エチル	3.0ppm 以下
スチレン	0.4ppm 以下	メチルイソブチルケトン	1.0ppm 以下
プロピオン酸	0.03ppm 以下	トルエン	10ppm 以下
ノルマル酪酸	0.001ppm 以下	キシレン	1.0ppm 以下
ノルマル吉草酸	0.0009ppm 以下		

○排出口における規制基準（2号規制）

$$q = 0.108 \times He^2 \cdot Cm$$

ここで、q：各悪臭物質の流量（m³（normal）/時）

He：補正された排出口の高さ（m）

Cm：1号規制の各悪臭物質の自主規制値濃度

表 1-16 放流水の排出口における規制基準（3号規制）

項目	規制値
臭気強度	2.5 相当
メチルメルカプタン	0.0068ppm 以下
硫化水素	0.024ppm 以下
硫化メチル	0.069ppm 以下
二硫化メチル	0.126ppm 以下

(2) 騒音に関する基準

騒音については、本施設の運営時は下記の基準を、また工事中は「特定建設作業にともなって発生する騒音の規制に関する基準（昭和 43 年 11 月 27 日厚生省、建設省告示第 1 号）」をそれぞれ敷地境界線上において遵守するものとする。

表 1-17 騒音に関する基準値

時間	基準値
6 : 00 ~ 8 : 00	50 デシベル以下
8 : 00 ~ 18 : 00	55 デシベル以下
18 : 00 ~ 23 : 00	50 デシベル以下
23 : 00 ~ 6 : 00	45 デシベル以下

(3) 振動に関する基準

振動については、施設の運営時は下記の基準を、また工事中は「特定建設作業にともなって発生する振動の規制に関する基準」（昭和 51 年総理府令第 58 号）をそれぞれ敷地境界線上において遵守するものとする。

表 1-18 振動に関する基準値

時間	基準値
8 : 00 ~ 19 : 00	65 デシベル以下
19 : 00 ~ 8 : 00	55 デシベル以下

(4) 放流水に関する基準

放流水については、表 1-16 の自主放流水基準を遵守するものとする。なお、自主放流水基準以外に、放流水に関連する法令（水質汚濁防止法等）及び神奈川県条例についても遵守するものとする。また、本施設からの放流水は海域放流である。なお、放流水路は、工事区域の境界までとする。

表 1-19 自主放流水基準

有害物質の種類	許容限度
水素イオン濃度（水素指数）	5.8~8.6pH
生物化学的酸素要求量（BOD）	10mg/ℓ
化学的酸素要求量（COD）	20 mg/ℓ

浮遊物質量 (SS)	5 mg/l
ノルマルヘキサン抽出物質含有量 (鉱油類)	5 mg/l
ノルマルヘキサン抽出物質含有量 (動植物油脂類)	5 mg/l
フェノール類含有量	0.5 mg/l
銅含有量	1 mg/l
亜鉛含有量	1 mg/l
溶解性鉄含有量	3 mg/l
溶解性マンガン含有量	1 mg/l
クロム含有量	2 mg/l
大腸菌群数 日間平均	3,000 個/cm ³
窒素含有量	10 mg/l
リン含有量	1 mg/l

表 1-20 放流水基準 (有害物質) (水質汚濁防止法 別表 1)

有害物質の種類	許容限度
カドミウム及びその化合物	0.1 mg/l
シアン化合物	1 mg/l
有機燐化合物 (パラチオン、メチルパラチオン、メルジメトン及びE P Nに限る。)	1 mg/l
鉛及びその化合物	0.1 mg/l
六価クロム化合物	0.5 mg/l
砒素及びその化合物	0.1 mg/l
水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物	0.005 mg/l
アルキル水銀化合物	検出されないこと
ポリ塩化ビフェニル	0.003 mg/l
トリクロロエチレン	0.3 mg/l
テトラクロロエチレン	0.1 mg/l
ジクロロメタン	0.2 mg/l
四塩化炭素	0.02 mg/l
1,2-ジクロロエタン	0.04 mg/l
1,1-ジクロロエチレン	0.2 mg/l
シス-1,2-ジクロロエチレン	0.4 mg/l
1,1,1-トリクロロエタン	3 mg/l
1,1,2-トリクロロエタン	0.06 mg/l
1,3-ジクロロプロペン	0.02 mg/l
チウラム	0.06 mg/l
シマジン	0.03 mg/l
チオベンカルブ	0.2 mg/l
ベンゼン	0.1 mg/l
セレン及びその化合物	0.1 mg/l

ほう素及びその化合物	海域以外の公共用水域に排出 110 mg/l
	海域に排出 230 mg/l
ふっ素及びその化合物	海域以外の公共用水域に排出 8 mg/l
	海域に排出 15 mg/l
アンモニア、アンモニウム化合物、 亜硝酸化合物及び硝酸化合物	1 リットルにつきアンモニア性窒素に 0.4 を乗じたもの、亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素の合計量 100mg

備考

- 「検出されないこと。」とは、第二条の規定に基づき環境大臣が定める方法により排出水の汚染状態を検定した場合において、その結果が当該検定方法の定量限界を下回ることをいう。
- 砒素及びその化合物についての排水基準は、水質汚濁防止法施行令及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令の一部を改正する政令（昭和四十九年政令第三百六十三号）の施行の際現に湧出している温泉（温泉法（昭和二十三年法律第二百二十五号）第二条第一項に規定するものをいう。以下同じ。）を利用する旅館業に属する事業場に係る排水水については、当分の間、適用しない。

(5) 排ガスに関する基準

排ガスについては、大気汚染防止法及び神奈川県条例の基準値を遵守するものとする。

(6) 肥料に関する基準

肥料については、肥料取締法の基準値を遵守するものとする。なお、流通性の観点から考慮し、農業者及び消費者が安心・安全に使用できる肥料でなくてはならない。

10 施設の安定稼働

自然災害や停電等により、緊急停止を余儀なくされる場合においても、速やかにかつ安全に復旧対策を実施し、施設の安定稼働が行えるようにする。

第4節 業務範囲の分担

1 施設の整備段階における業務

当社と選定事業者の、施設の整備段階における業務範囲は表 1-21 のとおりとする。

表 1-21 施設の整備段階での業務範囲

	項目	三浦市	当社	選定事業者
1	施設整備に係る土地造成、進入出路の設計・施工			○

2	機械設備の設計・施工			○
3	建築物等の設計・施工			○
4	本施設の工事監理			○
5	一般廃棄物処理施設整備に係る許認可手続き		○	
6	発電設備に係る申請手続き			○
7	工事区域の清掃及び除草			○
8	生活環境影響調査（環境アセスメント）		△	○
9	交付金申請手続き	○	△	
10	工事区域の安全確保等と住民合意の取得	△	△	○
11	その他施設整備に関わる行政手続	△	△	○
12	周辺住民への対応	△	△	○

凡例 ○：主、△：副

2 施設の運営段階における業務

当社と選定事業者の、施設の運営段階における業務範囲は表 1-22 のとおりとする。

表 1-22 施設の運営段階での業務範囲

	項目	当社	選定事業者
1	処理対象物の受入及び処理		○
2	副生成物等の有効利用又は最終処分		○
3	環境保全の管理		○
4	本施設の維持管理		○
5	本施設の警備		○
6	計画区域内の清掃及び除草*		○
7	本事業の実施状況の監視	○	
8	施設見学者（民間・行政関係者）への対応	○	△
9	その他本事業を実施するうえで必要な業務		○

凡例 ○：主、△：副

* 計画区域内の清掃及び除草は、工事区域内においては運営期間初年時から、その他の計画区域については、2年次からとする。

第2章 施設の整備に関する要件

第1節 整備に関する基本的事項

1 適用範囲

本要求水準書は、本施設を整備するにあたり考慮すべき最低限の内容について定めたものである。従って、本要求水準書に明記されていない事項であっても、本事業を実施するうえで必要な施設及び資源エネルギー等リサイクルするために必要な設備については、選

定事業者の責任においてすべて完備すること。

2 材料及び機器

- (1) 使用材料及び機器は、すべてそれぞれの用途に適合する欠点のない製品で、かつすべて新品とすること。
- (2) 日本工業規格（JIS）、電気規格調査会標準規格（JEC）、日本電気工業会標準規格（JEM）、日本水道協会規格（JWWA）、空気調和・衛生工学会規格（HASS）、日本塗装工事規格（JPS）等の規格品又はその相当品を使用すること。
- (3) 建築物（建築・電気・機械・外構）等の設計・施工においては以下の仕様を適用させること
国土交通省大臣官房庁営繕部監修「公共建築工事標準仕様書（平成16年度版）」
国土交通省大臣官房庁営繕部監修 建築工事標準詳細図（最新版）
国土交通省大臣官房庁営繕部監修 建築工事監理指針（最新版）
国土交通省大臣官房庁営繕部監修 構内舗装・排水設計基準（最新版）
国土交通省大臣官房庁営繕部監修 建築工事監理指針（最新版）
建設大臣官房庁営繕部監修 鉄筋コンクリート構造配筋要領（最新版）
建設大臣官房庁営繕部監修 鉄骨設計標準図（平成2年版）
建設大臣官房庁営繕部監修 建築鉄骨設計基準（平成10年版）
建設大臣官房庁営繕部監修 敷地調査工事共通仕様書（最新版）
また記載されていない事項は（社）日本建築学会建築工事標準仕様書（JASS）及び（社）日本建築学会監修の各種指針等に準拠させること
- (4) 整備する施設や外構及び機器のうち、外気に面する部位は、海岸地域であることを考慮し、耐久性の高い耐塩害仕様とすること

3 全体施設配置・動線計画

(1) 全体施設配置計画

本施設は、以下の事項に留意して施設用地内に配置するものとする。

- ① 動線計画との整合に十分配慮して管理棟、駐車場等を合理的に配置すること。
- ② 周辺環境と調和を図り、景観に十分配慮して上記の建築物等を配置すること。
- ③ 来客者や見学者などがわかりやすい位置に管理棟、駐車場等を配置すること。
- ④ 環境保全の観点から、計画区域内で緑地率50%以上を確保すること。（工事区域内においては20%以上を確保すること）
- ⑤ 既存の衛生センターの稼働を考慮すること。

(2) 動線計画

全体施設配置計画との整合を十分図るとともに、以下の事項に留意して動線計画を行うこと。進入出路は、施設用地の北側入口部から至るルートの本1とする。

- ① 進入出路の取り付けにおいては通過交通車両の安全性を配慮し、処理対象物の搬入車両、副生成物及び夾雑物の搬出車両は安全かつ円滑な運転ができるようにする

こと。

- ② 施設用地内に搬出入車両の待機スペースを十分確保し、混雑時でも施設用地外まで待機車両があふれないような計画とすること。
- ③ 処理対象物の搬入車両については、搬入出時に処理対象物量及び料金徴収の伝票管理がスムーズにできるように動線を確保すること。
- ④ 災害時の消火、救助、復旧等の活動が十分に行えるような計画とすること。
- ⑤ 歩行者動線と処理対象物等の搬入出車動線及び一般車動線は、安全性を確保すること。
- ⑥ 工事中及び運営時に既存の衛生センターの業務に支障ないようにすること。

4 試運転及び性能試験

(1) 試運転

- ① 据付工事完了後、試運転及び性能試験の要領を記載した「試運転計画書」及び「性能試験計画書」を作成し、当社の確認を受けたうえで性能試験を含む試運転を工期内に実施すること。
- ② 試運転期間中、故障、不具合等が発生した場合には、選定事業者は責任をもってその故障、不具合等の改善にあたること。なお、機器故障等で試運転の継続に支障が生じた場合には、選定事業者は必要に応じて本施設の緊急停止を行ったうえで当社に連絡し、その対応を協議すること。
- ③ 試運転及び性能試験のための処理対象物の提供は、当社が行うものとする。
なお、処理対象物の提供とは、三浦市の収集運搬許可業者から収集した処理対象物等を所定の位置（選定事業者が指定）に搬入するまでをいう。
- ④ 選定事業者は、処理対象物の搬入方法及び計画性状等について当社と協議を行ったうえで、その内容を「試運転計画書」及び「性能試験計画書」の中に定めること。

(2) 性能試験

- ① 性能試験は、本施設が要求性能を達成できることを確認するために実施するものであり、試運転期間中に選定事業者の責任により実施すること。
- ② 当社は、必要に応じて、代理人（専門的な知見を有する有識者等で、事前に選定事業者へ通知されるもの等）を指定できるものとし、かかる代理人が性能試験に立ち会う場合もあるものとする。
- ③ 性能試験実施時の主要な計測については、法的資格を有する計量証明機関が実施すること。
- ④ 発電設備及びその付随設備を2系列以上としている場合は、当社との協議により性能保証事項が確認可能な計測項目については系列ごとに実施すること。
- ⑤ 安定運転を確保した上で、連続3日間以上の定格運転（処理対象物の定格量を本施設に装荷した状態で行う運転のことをいう。）を実施し、3日間の処理能力に見合う処理量の処理を行うこと。
- ⑥ 試験項目は、「4.3 性能保証事項」と同様とする。その計測等の性能試験の詳細については、「性能試験計画書」において定めるものとする。
- ⑦ 性能保証事項に関する性能試験方法（分析方法、測定方法、試験方法）について

は、それぞれの項目ごとに関係法令及び規格等に準拠して行うこと。但し、該当する試験方法等がない場合は、最も適切な方法を当社に提出し、確認を得てから実施すること。

- ⑧ 性能試験の一環として、非常停電、機器故障など本施設の運転時に想定される重大事故について緊急作動試験を行い、本施設の機器の安全性を確認すること。
- ⑨ 性能保証事項のいずれかを満たしていない場合、選定事業者は自らの責任と費用において、必要な補修、改良、追加工事等を行い、性能保証事項の全てを充足させなければならない。

(3) 性能保証事項

プロポーザル内容の保証については、当社と協議すること。

① 処理能力

処理対象物の計画性状の範囲において計画処理量を1日24時間連続運転で処理できる能力を有すること。

② 環境保全条件

- イ 第1章第3節9.1に示す「悪臭に関する基準値」を満たすこと。
- ロ 第1章第3節9.2に示す「騒音に関する基準値」を満たすこと。
- ハ 第1章第3節9.3に示す「振動に関する基準値」を満たすこと。
- ニ 第1章第3節9.4に示す「放流水に関する基準値」を満たすこと。
- ホ 第1章第3節9.5に示す「排ガスに関する基準値」を満たすこと。
- ヘ 第1章第3節9.6に示す「副生成物に関する基準値」を満たすこと。

(4) 副生成物等の取り扱い

試運転及び性能試験によって発生した副生成物等については、第3章第3節の規定に従って有効利用又は最終処分を行うこと。

(5) 当社への報告

試運転及び性能試験によって発生した副生成物等の有効利用又は最終処分について、それぞれが終了した後に実施した結果を当社へ報告すること。また、選定事業者は、性能試験終了後、性能試験の条件、試験方法及び試験結果等を記載した報告書を当社に提出すること。

5 提出図書

(1) 提案図書

プロポーザルに応募する際は、下記の様式1～9について10部、附属資料について3部、及びそれらのデータ(CD-R 1枚)を当社に提出すること。

- ・様式1 類似施設受注実績確認書
- ・様式2 提案価格確認書
- ・様式3 提案施設に関わる維持管理費
- ・様式4 提案施設に関わるメンテナンス費
- ・様式5 提案施設技術基礎データ

- ・様式6 提案施設マテリアルバランス
- ・様式7 提案施設エネルギーバランス
- ・様式8 提案施設機器リスト
- ・様式9 提案施設図
- ・附属資料 提案資料に記載した内容を補助する資料（任意）

（2）設計図書

選定事業者は、以下に示す実施設計図書を各2部当社に提出すること。

- ① 共通編
 - イ 工事仕様書
 - ロ 設計図
 - ハ 計算書
 - ニ 工事積算内訳書
 - ホ 建設工事工程表
- ② 機械設備編
 - イ 機械設備設計図
- ③ 建築物等
 - イ 建築意匠設計図
 - ロ 建築構造設計図
 - ハ 電気設備設計図
 - ニ 衛生設備設計図
 - ホ 空調設備設計図
 - ヘ 外構設計図
 - ト 透視図（パース図）
 - チ 各工事仕様書
 - リ 各工事計算書
 - ヌ 工事積算内訳書

（3）施工計画書

選定事業者は、施工の開始前に以下に示す施工計画書を各2部当社に提出すること。

- ① 工事概要
- ② 工事工程表（詳細版）
- ③ 現場組織表
- ④ 安全管理計画書
- ⑤ 主要資材リスト
- ⑥ 施工方法（主要機械、仮設備計画、工事用地を含む）説明書
- ⑦ 施工管理計画書
- ⑧ 緊急時の体制及び対応説明書
- ⑨ 交通管理計画書
- ⑩ 環境保全計画書
- ⑪ 現場作業環境管理計画書
- ⑫ その他

(4) 完成図書

選定事業者は、施設の完成に際して以下に示す完成図書を各 1 部当社に提出すること。

- ① 竣工図 (A1 版)
- ② 竣工図縮小版 (A3 版)
- ③ 竣工原図 (CD)
- ④ 取扱い説明書
- ⑤ 運転管理要領書
- ⑥ 設備機器台帳
- ⑦ 試運転報告書
- ⑧ 性能試験報告書
- ⑨ 単体機器試験成績書
- ⑩ 工事記録写真集及び竣工写真集
- ⑪ その他各種届出書及び許可書
- ⑫ その他当社が指示するもの

6 検査及び試験

材料検査、工場検査等の各種の検査や試験等については、「施工計画書」の中にその実施スケジュール等を明示し、選定事業者の責任により実施すること。

7 その他

(1) 関係法令等の遵守

本施設の設計・施工にあたっては、下記の関係法令等を遵守すること。

- ① 廃棄物の処理及び清掃に関する法律 (以下「廃棄物処理法」という。)
- ② 廃棄物処理施設整備国庫補助事業に係る汚泥再生処理センター等の性能に関する指針について (厚生省生衛発 1517 号 (平成 12 年 10 月 6 日))
- ③ ダイオキシン類対策特別措置法
- ④ 大気汚染防止法
- ⑤ 騒音規制法
- ⑥ 振動規制法
- ⑦ 悪臭防止法
- ⑧ 水質汚濁防止法
- ⑨ 消防法
- ⑩ 建築基準法
- ⑪ 労働安全衛生法
- ⑫ 電気事業法
- ⑬ 都市計画法
- ⑭ その他関係ある法令、規則、基準書等

(2) 安全衛生管理

選定事業者は、本施設の施工中、その責任において安全に配慮して危険防止対策を行うとともに、作業従事者への安全教育を徹底し労務災害の発生がないように努めること。

また、工事車両の出入りについては、周囲の一般道における交通に支障を来たさないよう配慮すること。

(3) 環境保全

選定事業者は、低騒音、低振動型等の建設機械を用いるなど、周辺環境の保全に配慮して本施設の施工を行うこと。

(4) 地質障害

本施設の計画区域に地質障害が存在することが発覚するなど、選定事業者が本契約に従って本工事を遂行することを妨げる事由が判明した場合、これらの障害を除去するために必要な追加費用の負担については、当社と選定事業者が協議して定める。

(5) 建設副産物等の取り扱い

本施設の建設に伴って発生する建設副産物等については、関係法令等に従い、適正に処理・処分あるいはリサイクルすること。

(6) 起工式

選定事業者は、施設の着工前に当社と協議のうえ選定事業者の負担で起工式を行うこと。

(7) 竣工式

選定事業者は、施設の完成後に当社と協議のうえ選定事業者の負担で竣工式を行うこと。

第2節 機械設備の設計・施工

1 受入設備

受入設備は、選定事業者が本事業の基本条件を満足するよう各設備の緒元（型式、数量、能力、容量、材質、操作条件等）を決定すること。なお、下記の項目について考慮すること。

- ・ 変動吸収 : 各受入物の受け入れ量の変動、年間運転計画、気象条件、不測の事態の発生等を考慮すること。
- ・ 破砕 : 農作物収穫残渣等を受入、適切に処理できる破砕機などを設置すること。
- ・ 計量 : 搬入車両の種類を選ばず受け入れた量を計量でき、計量後、料金徴収が行えるようにすること。
- ・ 臭気対策 : 臭気が外部に漏れない構造とすること。
- ・ 選別 : 受入物の形態に係らず受け入れられる等、住民サービスの向上にも配慮すること。

2 水処理設備

水処理設備は基本的には前処理設備、主処理設備、高度処理設備等で構成し選定事業者が本事業の基本条件を満足するよう各設備の緒元を決定すること。なお、希釈水を使用する場合は、副生成物の成分に配慮すること。

3 メタン発酵設備・バイオガス利用設備

メタン発酵設備・バイオガス利用設備は、基本的にメタン発酵槽、ガスホルダー、脱硫酸塔、バイオガス利用設備、その他付帯設備等で構成し、選定事業者が本事業の基本条件を満足するよう各設備の緒元を決定すること。

4 排ガス処理設備

本事業における排ガス基準値を遵守するために必要な排ガス処理設備を設置すること。なお、選定事業者が本事業の基本条件を満足するよう排ガス処理設備の緒元を決定すること。

5 資源化設備

メタン発酵槽より排出された消化汚泥を処理するため資源化設備を設置すること。なお、肥料化する場合には生産された肥料は袋詰めまで自動的に行えるようにすること。

6 脱臭設備

脱臭設備は選定事業者が本事業の基本条件を満足するよう緒元を決定すること。

7 給水設備

プラント用水、生活用水を施設に円滑に供給することを目的として、給水設備を設置すること。なお給水設備は、選定事業者が本事業の基本条件を満足するよう給水設備の緒元を決定すること。

8 排水処理設備

所内の雑排水は本施設内の設備を利用して処理できるようにすること。また、中水としての所内利用も検討すること。

9 電気・計装設備

電気・計装設備は、基本的には電気設備、発電設備、計装設備等から構成し、選定事業者が本事業の基本条件を満足するよう電気・計装設備の緒元を決定すること。また、下記の点についても留意すること。

- (1) 安定した運転の確保、運転作業員労務の軽減等のために、できる限り自動運転システムを導入すること。
- (2) 運転管理が効率よく、かつ安全確実に行えるよう中央集中管理方式による電子計算機システム及びデータ処理システムを採用すること。
- (3) 中央制御室用として次に示す箇所の映像を送受信する為の ITV 設備を設置すること。

- ① 受入設備における処理対象物の受入れ状況
- ② 副生成物等の搬出状況
- ③ 煙突における排ガスの拡散状況
- ④ その他必要な場所

10 周辺住民への情報公開設備

選定事業者は、周辺住民に情報公開するために、第3章第4節2.2に示すデータを表示できる情報公開設備を計画区域内に設置するとともに、運転状況を住民に分かりやすく伝えることを目的とした本施設のホームページを開設すること。

11 見学者用説明設備

見学者に対応できるような設備にすること。

(1) 説明用パネル

- ① 施設概要（フローシート等）を説明するためのパネル又はその相当品を設置すること。
- ② 施設見学者全員が内容を視認できる大きさであること。

(2) 説明用パンフレット

- ① 施設概要を説明するためのカラー刷（多色版）パンフレットを作成すること。
- ② パンフレットの内容については当社と協議の上で決定すること。
- ③ 施設の完成時に5,000部作成すること。

第3節 建築物等の設計・施工

1 建築物及び建築設備

(1) 建築計画

① 平面・断面計画

イ 騒音・振動・悪臭等の発生が考えられる機器については、外部環境への影響を最小限にとどめるために、十分な環境対策を施した密閉性の高い室内に配置すること。

ロ 会議室（50 m²以上）を配置すること。

ハ 事務室の他、作業従事者の安全衛生上必要な休憩室、浴室等を配置すること。

ニ 本施設は、バリアフリーに配慮するとともに、スロープの設置、手すりの取り付け等を行うこと。

ホ トイレについては、男用と女用及び身体障害者用のものを配置すること。

② デザイン計画

本施設の建築物及び構造物（煙突及び外構施設）の形状・色彩については、清潔感があるとともに、風致地区に即した景観への配慮と周辺環境との調和を図ること。

③ 仕上げ計画

外気にふれる部分は、塩害を考慮し、耐久性の高い塩害仕様とすること。

④ サイン計画

本施設の訪問者及び利用者が安全かつスムーズに行動できるように以下の場所
にわかりやすく表示した案内板をそれぞれ設置すること。なお、案内板の表示内容
については、当社と協議のうえ決定すること。

イ 施設用地出入口の外側：施設名表示板（ステンレス製同等以上とする）

ロ 施設用地出入口の内側：施設全体案内板（全体施設配置図等を表示）、車 両
動線案内板

ハ 計量機の近く：施設利用案内板（処理対象物の搬入及び計量に係る
注意事項等を表示）、車両動線案内板

ニ プラットホーム内：施設利用案内板（処理対象物の搬入に係る注意事 項
等を表示）、車両動線案内板

ホ 居室及びトイレ出入口：室名案内板

⑤ 諸室の備品

備品の仕様については、当社と協議のうえ決定すること。

イ エントランスホール：展示用パネル（当社と協議のうえ、環境問題の普及啓発
に係る内容を表示）など

ロ 会議室：20名以上が利用できる机及び椅子、ホワイトボードなど

(2) 建築構造計画

① 建築物は、設計規準に基づく十分な構造耐力及び剛性を有するとともに、荷重及
び外力を確実に地盤に伝達できる構造とすること。

② 建築物は、地盤条件に応じた基礎構造によって安全に支持されるものとし、荷重
の偏在等による不等沈下の生じない基礎とすること。

③ 重量の大きな設備を支持する架構及びクレーンの支持架構等は、十分な強度、剛
性を保有し、地震時の荷重を安全に支持しうるものとする。特に、クレーン架
構については、クレーン急制動時も検討すること。

④ プラットホームの床は、搬入車両の通行を考慮し、日常の洗浄にも長期にわたっ
て耐え得るものとする。沈下の影響を受けないようにすること。

(3) 建築設備計画

① 事務室などの居室には、各部屋の機能、用途に応じて適切な給・排水設備、衛生
設備、空気調和・換気設備、給湯設備、建築電気設備、エレベータ設備等を設置す
ること。

② 関係機関と協議のうえ消防関係法令に基づいて消火設備を設置すること。

③ 建築物の安全性を確保するために必要な避雷設備を設置すること。

④ 施設用地内への外部からの侵入を防止するために必要な防犯設備を設置すること。

⑤ 作業環境を良好な状態に保つために、十分な換気、排水、騒音・振動防止、粉じ
んの飛散・流入の防止に配慮するとともに、適切な照度を確保した室内環境を計画
すること。

2 外構施設

(1) 構内道路

- ① 施設用地内の建築物及び植栽部分を除いた範囲にアスファルト舗装の構内道路を配置すること。
- ② 道路幅員は、搬入車両の安全かつ円滑な運転が出来る様にする事。
- ③ 舗装構成は、「アスファルト舗装要綱（社団法人日本道路協会編）」等に基づいて決定すること。
- ④ 交通安全を図る上で必要な白線、道路標識を設置すること。

(2) 駐車場

従業員の乗用車以外に、乗用車5台以上が駐車可能なスペースを設けること。

(3) 構内雨水排水

場内で適切に処理すること

(4) 門・囲障等

- ① 外部からの侵入を防止するための門扉及び囲い(施設用地全周)を設置すること。
- ② 門扉及び囲いともに景観及び、塩害対策に十分配慮すること。

(5) 植栽

施設用地内に配置する植栽には、塩害を考慮し、周辺環境と調和するよう常緑高木を主体として中木、低木、地被を植栽すること。なお、植栽については、工事区域を除く計画区域においても行うものとし、周辺環境との調和に配慮するよう明るく親しみやすい植物を主体としたものとする事。

(6) 外灯

施設用地内に防犯及び安全管理の上で必要な外灯を設置すること。また、環境に配慮し、景観と調和のとれた計画とすること。

第4節 その他付帯業務

1 施設の工事監理

- (1) 資材置場、資材搬入路、仮設事務所などについて当社と十分に協議を行い、住民の生活等への支障が生じないように計画すること。
- (2) 整理整頓を励行し、火災、盗難などの事故防止に努めること。
- (3) 工事期間中は、選定事業者が建築基準法に規定する工事監理者を配置し、工事監理者が施工計画書のとおり本施設が施工されているかを確認し、定期的に当社に報告すること。また、当社への完成確認報告についても、工事監理者が行うこと。

2 生活環境影響調査

選定事業者は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第8条及び第15条に基づいて、生活環境影響調査を実施すること。但し、生活環境影響調査に係る窓口業務等を当社が担う必要がある場合には、当社の協力が得られるものとする。

3 交付金等申請手続き

計画書の作成などの交付金申請手続きに係る一切の業務及び法令に基づき三浦市が行う各種申請手続きに協力し、資料の作成及び提供を行うこと。

4 一般廃棄物処理施設整備に係る許認可申請手続き

本施設の施工にあたって必要となる「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」の第8条に定める一般廃棄物処理施設設置許可申請手続きに係る一切の業務を実施すること。その他、関係官庁へ許認可申請、報告、届出等の必要がある場合には、その手続きに係る一切の業務を実施すること。但し、申請手続きに係る窓口業務等を当社が担う必要がある場合には、当社の協力が得られるものとする。

5 その他設備に係る申請手続き

整備内容に応じて、必要な法手続きを実施すること。

(1) 発電機設置に係る申請手続き

本施設の施工にあたって必要となる「電気事業法」の第47、48条及び「電気事業法施行規則」の第62、63、65、66条の定める工事計画（変更）届出、「電気事業法」の第42条2項及び「電気事業法施行規則」の第50、51条の定める保安規程（変更）届出、「電気事業法施行規則」の第52、53、54、55、56条の定める電気主任技術者選任届、「消防法」第11条の定める発電設備設置届けに係る一切の業務を実施すること。その他、関係官庁へ許認可申請、報告、届出等の必要がある場合には、その手続きに係る一切の業務を実施すること。但し、申請手続きに係る窓口業務等を当社が担う必要がある場合には、当社の協力が得られるものとする。

(2) 系統連系等に関する条件

選定事業者は電力会社の配電設備と系統連系すること。また、系統連系に係る一切の業務を実施すること。但し、手続きに係る窓口業務等を当社が担う必要がある場合には、当社の協力が得られるものとする。

6 インフラ設備に関する条件

電気、水道、ガスなどのインフラ設備等の申請に伴い、申請者に対して発生する費用負担は、当社とする。

7 周辺住民への対応

本施設の施工にあたって、工事内容、工事スケジュール等の説明など周辺住民への対応に係る一切の業務を実施すること。但し、当社が担う必要がある場合には、当社の協力が

得られるものとする。

8 工事区域の清掃及び除草

竣工式を行う前の整備期間中に、工事区域内の清掃及び除草を行うこと。

第3章 施設の運営に関する要件

第1節 運営に関する基本的事項

1 適用範囲

本要求水準書は、本施設を適切に運営するために考慮すべき最低限の内容について定めたものである。従って、本施設仕様書に明記されていない事項であっても、本施設を運営するうえで当然必要と思われるものについては、選定事業者の責任においてすべて行うこと。

2 性能保証事項の遵守

選定事業者は、募集要項に記載した本施設に関する各種の要件を満足するとともに「第2章 施設の整備に関する要件」に示した性能保証事項を遵守しながら本施設の運営を行うこと。

3 安全かつ安定した運転の励行

選定事業者は、常に安全に留意しながら安定した運転を行うこと。

(1) 基本事項

- ① 労働安全衛生法等関係法令に基づき、職場における労働者の安全と健康を確保するとともに、快適な職場環境の形成を促進すること。
- ② 施設の安全衛生を確保するため、本施設の特性に即した安全衛生管理体制を整備・運営し、当社へ報告すること。
- ③ 労働災害の発生を防止するため、設備、機器、通路等の安全対策を行うこと。
- ④ 安全器材の確保と補充、採光、照明、色彩調節、温度・湿度、換気、空調、騒音・振動対策等を十分考慮し、また、場内の整理整頓及び清潔の保持に努め、施設の作業環境を常に良好に保つようにすること。
- ⑤ 日常点検、定期点検等を実施し、労働安全衛生上、問題がある場合は、施設の改善を行うこと。
- ⑥ 「廃棄物焼却施設内作業におけるダイオキシン類ばく露防止対策要綱（平成13年4月25日基発第401号の2）」に該当する場合、作業環境におけるダイオキシン類濃度を定期的に測定するとともに、運転、点検、整備等の作業の際における作業者のダイオキシン類のばく露防止措置を行うこと。

(2) 安全作業

- ① 標準的な安全作業の手順を定め、その励行に努めて、作業行動の安全を図る。なお、慣れによる労働災害の発生がないように、適切な管理を行うこと。
- ② 日常一般的な作業を超える作業は、作業手順等を定めて行うこと。作業は、作業責任者が作成する作業計画書に基づいて行うこと。なお、作業責任者を置かなければならない作業は、予め作業手順を含め、運営・維持管理マニュアル等で定めること。
- ③ 作業を行う場合は、適切な保護具を使用すること。保護具は各々の作業に適したものを使用し、常に十分な維持管理を実施するとともに、必要に応じて更新、修理等を行うこと。
- ④ 作業中に事故が発生した場合は、必要な救急措置を行って、事故を最小限に留めるとともに、緊急連絡体制を取り、当社とも密に連絡を取り合うこと。

(3) 安全教育

- ① 労働安全衛生に関する知識、経験、技能等を向上させる実技を主体とした安全教育を定期的に行うこと。
- ② 安全作業の確保に必要な訓練を定期的に行うこと。
- ③ 中間採用者についても、必要な教育を行うこと。

4 関係法令等の遵守

選定事業者は、本施設の運営にあたって、下記の関係法令、関連規制等を遵守すること。

- (1) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律
- (2) ダイオキシン類対策特別措置法
- (3) 大気汚染防止法
- (4) 騒音規制法
- (5) 振動規制法
- (6) 悪臭防止法
- (7) 水質汚濁防止法
- (8) 消防法
- (9) 建築基準法
- (10) 労働安全衛生法
- (11) 電気事業法
- (12) 都市計画法
- (13) 肥料取締法
- (14) その他関係ある法令、規則、基準書等

5 運営に必要な有資格者等の確保

選定事業者は、本施設を運営するために必要な有資格者及びその他の人員を確保すること。なお、廃棄物処理施設技術管理者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律（技術管理者）第 21 条）の資格を有する技術者を本事業の現場総括責任者として運営開始後 1 年間以上配置すること。

6 提出書類

(1) 運営・維持管理マニュアル

選定事業者は、本施設の運営開始日の 60 日前までに、安定した運転、本施設の保全、職場の安全及び円滑な業務の実施を確保するために、本施設仕様書及び選定事業者の提案内容に基づくマニュアルを作成し、当社へ提出すること。

(2) 年間維持管理計画書等

① 長期修繕更新計画書

選定事業者は、本施設の施工開始前までに、施設の長期修繕更新計画書を作成すること。なお、長期修繕更新に関する記載事項は、実施年度毎の修繕更新の部分、部材及び機器等とすること。

② 年間維持管理計画書

選定事業者は、毎事業年度の開始の 90 日前までに、施設の運営及び年間維持管理に関する業務計画書を作成すること。

(3) 運営・維持管理報告書

選定事業者は、以下の事項に関する運営・維持管理報告書を毎月作成し、翌月 10 日までに当社に報告すること。なお、本施設の運営に関する日報及び週報を作成し、運営・維持管理報告書とともに毎月当社に提出すること。

- ① 処理対象物の受入れ及び処理
- ② 副生成物等の有効利用又は最終処分
- ③ 環境保全の管理
- ④ 施設の維持管理
- ⑤ その他の付帯業務

第 2 節 処理対象物の受入れ及び処理

1 処理対象物の受入れ

(1) 処理対象物の受入時間

処理対象物については、最低限の受入時間である年末年始（12 月 31 日～1 月 3 日）を除く月曜日～金曜日の 9：00～16：00 は受入れること。ただし、公共サービスの向上の観点から、農作物収穫残渣は土日・祝日も受け入れること。

(2) 処理対象物の計量及びその記録

- ① 選定事業者は、搬入された処理対象物（し尿、浄化槽汚泥、公共下水道汚泥、農作物収穫残渣等）の計量を行うこと。
- ② 搬入車両ごとに処理対象物量を記録し、報告すること。

(3) 処理料金の徴収伝票発行及び督促

- ① 選定事業者は、処理対象物を計量した後に料金徴収の伝票を当社に代行して発行し、収集運搬許可業者の運転手に渡すこと。
- ② 選定事業者は、当社が抽出した督促対象者に対して、当社に代行して督促状を送付し、送付状況について毎月報告すること。

(4) 搬入出車両に対する安全管理

- ① 搬入出車両が構内道路を安全に走行できるように適切に誘導し、事故がないようにすること。
- ② プラットホームにおいては、車両が交差しないよう留意して受入槽、受入ホップ、出口等へ誘導すること。また、車両及び人が受入槽、受入ホップ等へ落下しないよう十分に注意を喚起しながら作業を行うこと。

(5) 処理対象物の性状の確認

- ① 当社はできる限り搬入する処理対象物（し尿、浄化槽汚泥、公共下水道汚泥、農作物収穫残渣等）中に処理不適物が混入しないよう努力するものとするが、処理不適物を発見した場合には、選定事業者はこれを排除すること。
- ② 選定事業者は、排除した上記の処理不適物を処理不適物貯留設備に貯留し、定期的に最終処分を行うこと。
- ③ 農作物収穫残渣を搬入車両から人力により荷下ろしする場合には、選定事業者は安全を喚起しながら受入ホップへの荷下ろしを手助けし、処理不適物の有無を確認すること。
- ④ 受入槽、受入ホップで処理不適物を見つけた場合には、選定事業者はこれを排除して持ち返させるとともに、搬入者に注意を促すこと。

2 処理対象物の処理

- (1) 選定事業者は、処理量（し尿、浄化槽汚泥、公共下水道汚泥、農作物収穫残渣処理量等）を記録し、報告書を作成すること。
- (2) 選定事業者は、「第2章 施設の整備に関する要件」に示した性能保証事項を遵守しながら処理対象物を適正に処理すること。
- (3) 選定事業者は、常に安全に留意しながら安定した処理を行い、事故がないようにすること。
- (4) 有害物、危険物等については、安全な保管を行い、事故がないようにすること。

3 緊急時の対応

- (1) 地震、風水害、その他の災害時においては、人身の安全を最優先させること。
- (2) 重要機器の故障や停電等の非常時においては、周辺環境及び施設へ与える影響を最小限に抑えるよう運転を行うが、必要に応じて施設を安全に停止させること。
- (3) 非常時においては、運営・維持管理マニュアル等に基づき、適切な対応を行うこと。
- (4) 非常時を想定した対策訓練を定期的に行い、当社に報告すること。
- (5) 緊急防災を想定した対策訓練を定期的に行い、当社に報告すること。
- (6) 施設に損害が及んだ場合、安定的な処理の継続を実施するため、調査を行い、復旧策を検討すること。

第3節 副生成物等の取扱い

1 副生成物等の有効利用又は最終処分

本施設から発生する副生成物等については、有効利用（原材料又は燃料として再利用することを意味する）すること。

2 肥料取締法による調査

「第1章 第3節 9. 6 肥料に関する基準」で設定している副生成物については、肥料取締法による調査を受けること。なお、この調査において肥料取締法の基準を満足しない場合には、選定事業者の責任において原因を究明し、基準を満足するよう適切な措置を行うこと。

3 保管・搬出

副生成物等の保管、積出し方法、搬出・運搬方法、計量方法等を適切に計画すること。なお、副生成物等については、放置、野積み等をするものがないよう建屋内に収納し適切に管理すること。

4 処理不適物

本施設から出る処理不適物は、選定業者が責任を持って最終処分すること。

5 報告

副生成物等の日発生量、有効利用用途（又は最終処分）と有効利用量及び最終処分量を記録し、当社に報告すること。

第4節 環境保全の管理

1 施設運転中の計測管理

- (1) 選定事業者は、放流水及び発生ガス等が周辺環境に影響を及ぼすことがないように、

定期的な観測、計測及び未然防止対策を講ずること。具体的な計測項目については事前に当社と協議すること。

- (2) 発電設備及びその付随設備を2系列以上としている場合は、当社との協議により性能保証事項が確認可能な計測項目については系列ごとに実施すること。
- (3) 運営を継続する中で本施設の運転状況をより効率的に把握することが可能な計測管理項目等について選定事業者及び当社が合意した場合には、計測管理項目及び計測頻度を適宜、変更できるものとする。

2 運転データの記録及び周辺住民への情報公開

(1) 運転データの記録

選定事業者は、計測管理した運転データを記録し、当社に報告すること。

(2) 周辺住民への情報公開

- ① 選定事業者は、自らが設置した情報公開設備により、施設の運転状況に係る主要な運転データを求めに応じ周辺住民に情報公開すること。
- ② 本施設のホームページ上に施設概要及びバイオマスの利活用状況に係る主要な運転データを情報公開すること。

第5節 施設の維持管理

1 機械設備の維持管理

選定事業者は、性能保証事項を遵守しながら安全かつ安定した運転を維持するために必要なすべての保守管理、修繕更新、清掃を行うこととし、次の内容についても配慮すること。

- (1) 保守管理、修繕更新等により発生した小部品、部材等は、放置、野積み等をすることのないよう建屋内で適切に管理し、廃材は、すみやかに撤去すること。
- (2) 場内諸設備は、ほこり異物等が堆積、散乱しないように、定期的に清掃、整理整頓を行い、作業安全、機器等の状態維持に努めること。
- (3) 選定事業者は、機械設備の維持管理実績を記録し、当社に報告すること。

2 建築物等の維持管理

選定事業者は、建築物、建築設備、外構施設の機能を維持するために必要なすべての保守管理、修繕更新、清掃を行うこととし、次の内容についても配慮すること。

- (1) 保守管理、修繕更新等により発生した小部品、部材等は、放置、野積み等をすることのないよう建屋内で適切に管理し、廃材は、すみやかに撤去すること。
- (2) 見学者等に配慮し施設内を適宜清掃し、景観の維持に努めること。
- (3) 施設用地内において、破損、磨耗、はく離、退色等が生じた箇所は、すみやかに補

修を行い、重故障を防止すること。

(4) 選定事業者は、建築物等の維持管理実績を記録し、当社に報告すること。

※ 「保守管理」には、法定点検、法定点検以外の保守点検、修理、日常的な小部品の取り替えその他一切の管理業務を含むものとする。また、「修繕更新」には、施設の劣化した部分、部材、機器又は低下した性能若しくは機能を原状（初期の水準）又は実用上支障のない状態まで回復させること及び劣化した部分、部材、機器等を新しいものに取り替える一切の更新業務を含むものとする。

第6節 その他付帯業務

1 施設見学者への対応

選定事業者は、当社が行う施設見学者対応に協力するとともに、わかり易い説明を行い、また、施設見学者が安全に見学できるように十分配慮すること。

2 施設の警備

(1) 選定事業者は、本施設の財産を保全し、利用者の安全を守り、安全かつ快適な公共サービスの提供に支障を及ぼさないよう適切な防犯・防災警備を実施すること。

(2) 24時間対応の防犯・防災警備を実施すること。

(3) 災害等の緊急時には適切で迅速な初期対応をとるようにすること。

(4) 施設用地内への侵入者を防止すること。

(5) 選定事業者は、施設の警備結果を記録し、毎月10日に報告書を当社に提出すること。

3 計画区域内の清掃及び除草

(1) 計画区域内の日常清掃と定期清掃及び除草を実施して、常に清潔な状態に保つようにすること。

(2) 進入出路の道路側溝の堆積物を定期的に除去すること。

(3) 選定事業者は、計画区域内の清掃及び除草の実施結果を記録し、毎月10日に報告書を当社に提出すること。